

## 第51期事業計画

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

令和4年3月10日

一般社団法人 日本私立医科大学協会

### 1. 企画委員会（継続）

本委員会は、協会活動をめぐる状況の変化に対応するため、企画立案を行い、理事会に提議する。また、協会自体の自己点検・評価を担当する。

#### (1) 医師養成制度検討委員会（継続：適宜開催）

本委員会は、卒前・卒後のシームレスな教育の確立並びに医師国家試験の適正化、医師不足の原因たる地域偏在・診療科偏在の具体的解決策、医師臨床研修制度の廃止を含めたゼロベースでの見直し等に関する協議を行っていく。

本委員会は平成29年5月に「医学教育グランドデザイン」を策定し、同グランドデザインを基に、本協会として1) CBTとOSCEを統合した全国標準の「共用試験」を5学年からの診療参加型臨床実習の実施資格を評価する第一次国家試験として位置づけること、2) 診療参加型臨床実習において Student

Doctor として学生が行う医行為を医師法第17条・第18条に法的に担保すること等を主張してきた。

本協会が主張してきた「医学教育グランドデザイン」を考慮した厚生労働省の改革案は「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」として閣議決定（令和3年2月2日）され、「医師国家試験の受験資格における共用試験合格の要件化」（令和7年4月1日施行）並びに「医学生が臨床実習において行う医業の法的位置づけの明確化」（令和5年4月1日施行）が行われることとなっている。

引き続き、シームレスな医師養成に向けて動向を注視しつつ、自由民主党「大学病院を支援する議員連盟」並びに「私立医科大学問題勉強会」、「医師養成の過程から医師偏在是正を求める議員連盟」の国会議員とも議論を重ねると共に「医療系大学間共用試験実施評価機構」と協働し関係各方面に提言していく。

#### 1) 入学者選抜ワーキンググループ（適宜開催）

私立医科大学の立場から、コンプライアンスを守り、公正かつ透明性のある入学者選抜が実施されるよう、世論を見据え大学の自主性を尊重し、将来の医学・医療の発展に資する私立医科大学の入学者選抜について協議を行って来たところである。

引き続き、必要に応じて「建学の精神」に基づく特別枠（同窓生子女枠、地域枠）に関しても注視しながら、特別枠学生の入学後の学習成績、卒業後の状況など、良好な学習効果等を継続的に分析する。

## 2) 新専門医制度検討委員会（適宜開催）

本委員会は、新専門医制度が加盟各大学の教育、診療、研究に及ぼす影響、指導医並びに専攻医に対する支援体制の構築の必要性、本院が分院と連携した場合の定員設定に関する問題点等について、日本専門医機構の議論の動向を注視しつつ、適宜私立医科大学の立場から意見を表明していく。

また、本委員会は下部組織である「新専門医制度事務連絡会」と連携し、定期的に各大学事務担当者間による情報交換の機会を設け、適切な事務処理が行なえるよう課題解決に向けて意思疎通を図っていくと共に加盟各大学が抱えている問題点の協議並びに他大学の合理的な取り組み等の情報を共有していく。

## (2) 経営検討委員会（継続）

本委員会は、国の厳しい予算のもとでの経常費補助金の確保、診療報酬のあり方に対する要望、消費税控除対象外消費税（損税）の解消、地域医療構想と大学病院の役割等について積極的に協議・検討を

行い、加盟各大学並びに附属病院における収支状況の実態を把握すると共に経営指標に基づく分析を行い、経営基盤の強化を図っていく。

1) 財政調査委員会（継続）

本委員会は加盟各大学における財政事情の実態を把握するための資料を作成し、報告を行う。令和4年度も引き続き、学生一人当りにかかる医学教育経費や消費税負担状況を取りまとめたパンフレット「医学教育経費の理解のために」を父兄、学校関係者等が理解しやすいようにグラフ、図表等を加えて、令和3年度財務数値により発行する。

2) 税制問題検討委員会（継続）

税制問題検討委員会は、加盟各大学及び附属病院に関連する税制上の問題全般について調査・研究を行っている。

令和元年10月に実施された消費税率10%への引上げを受け、消費税増税問題に関するワーキンググループにおいて、消費税による損税問題に関する対応策について協議・検討を進め、自由民主党「大学病院を支援する議員連盟」並びに自由民主党「私立医科大学問題勉強会」等に継続して要望・提言を行うと共に、必要に応じ、協会理事会の承認のもと日本医師会

並びに日本病院団体協議会等と協働し、関係各方面にも働き掛ける。

### 3) 働き方改革ワーキンググループ（継続）

令和6年（2024年）4月から適用される医師の時間外労働の上限規制並びに追加的健康確保措置について、具体的な制度設計に関する議論に注視しつつ、医師の健康確保並びに地域医療提供体制の確保の両立の実現、人事配置及び人件費の在り方（労働基準法との関係）の議論を行っていく。併せて、国に対して加盟各大学のシステム改修費、働き方改革に伴う諸経費にかかる財政支援を求めていくと共に加盟各大学との情報共有を図っていく。

また、本ワーキンググループは全国医学部長病院長会議・国立大学病院長会議とも協働して関係各方面へ提言を行っていく。

### (3) 医療人養成検討委員会（継続）

加盟各大学を運営する学校法人の多くは看護師、リハビリテーション療法士など医療専門職を養成する学部・学科を設置している。これに伴い、医師以外の医療人の養成について、その理想像、問題点、将来の需給予想とその対応などを検討する。

#### (4) 自己点検・評価委員会（継続）

新型コロナウイルス感染症に対応して、令和3年度に於ける本協会の各種委員会・研究会は、電子媒体を利用した多様な活動を以って事業を行ってきた。本委員会は令和3年度の各種委員会・研究会活動状況の事業報告について、自己点検・評価を行い、令和4年度の委員会報告とする。

## 2. 倫理委員会（継続）

本委員会は、令和4年4月から施行となる個人情報保護法の改正を受けて見直しが行われた「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号：令和3年3月23日）における下記の課題等について、委員会での協議を重ね、必要に応じて提言を行う予定である。

- (1) 同指針の見直しに関する加盟各大学の対応
- (2) 上記指針に関連する利益相反（COI）管理に関する実態把握並びに問題点の整理

その他、臨床研究法への対応と問題点の整理並びに医師による診断書虚偽記載や治験等に関連した供・収賄及び医学生による違法行為に関する社会倫理の観点からの防止策の検討を行っていく。

### 3. 教育・研究部会

担当副会長： 小口勝司昭和大学理事長

担 当 理 事： 新井 一順天堂大学学長

#### (1) 学長・医学部長会議（継続）

本会議は、加盟各大学間の連帯及び相互協力関係を強化するために、医科大学・医学部を取り巻く教学・研究上の諸問題についての情報及び意見交換を進め、必要に応じて協会への助言を行うことを目的に活動する。

更に、加盟各大学の特色ある医学教育を推進し、教育の質を向上させるために、関連する委員会と連携し活動する。

#### (2) 卒前医学教育委員会（継続）

日本医学教育評価機構（JACME）（理事長：寺野彰氏）は、国際的な観点から日本の医学部における教育の質を保証することを目的として、国際基準に基づき医学教育の内容を包括的に審査・評価している。

そのため、各大学の受審に向けた準備状況や、既に受審した大学の次回受審に向けた対応が重要な課題となっている。本委員会は、各大学における自己点検評価の実施と JACME による分野別評価への対応を中心とした意見交換を適宜行っていく。

(3) 卒後医学教育委員会（継続）

本委員会は、医師臨床研修制度を中心に、各大学が抱える卒後教育の諸問題を取り上げ、調査・研究を行っている。

また、新専門医制度下における後期臨床研修（専門医研修）についても、加盟各大学の取組みに関する問題点等を中心に意見交換を適宜行っていく。

(4) 学生部委員会（継続）

本委員会は、学生支援体制に関する各大学の現状と問題点について意見交換を行い、併せて調査・研究を実施している。

現在の学生の生活上の悩みや学業に取り組む姿勢等を研究するとともに、学生支援体制に関する各大学の現状と問題点について適宜意見交換を行っていく。

(5) 研究体制検討委員会（継続）

本委員会は、今期課題を①基礎臨床分野の連携による研究体制の推進②新型コロナウイルス感染症の流行下での研究：リモート下での研究活動③「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」への対応、特に、自大学における生命倫理の専門家育成あるいは確保について、加盟各大学を対象にアンケート調査を実施し、その結果（令和5年5月報告書作成予定）を踏まえ、関係各方面へ提言していく。



(2)、(3)、(4) 及び (5) については必要に応じ、学長・医学部長会議と連帯し、調査・研究に努める。

#### (6) 教務事務研究会（継続）

本研究会は私立医科大学の教育研究の充実に関する共通の基本問題について、教務学生部関係事務職員による共同研究を行い、教務・学生業務の改善を図ると共に、事務職員の資質の涵養と事務の能率化を図るための研修会等を行う。この目的のために、本研究会の中に①研修企画部会、②卒前教育部会、③学生生活部会、④大学院・卒後教育部会、⑤管理運営部会等の専門委員会を設置している。研修企画部会以外の4専門部会では、各部会で年間研究課題を設定し討議・検討、情報収集をすすめる。

#### 4. 病院部会

担当副会長：炭山嘉伸東邦大学理事長

担 当 理 事：坂本篤裕日本医科大学理事長

厚生労働省が行う医療行政に対応すべく適宜ワーキンググループを設け、大学病院医療のあり方等の協議検討を行う。

また、本協会加盟大学附属病院は新型コロナウイルス感染症患者の対応により、人的・財政等の全てにおいて負担が大きな状態にある。大学病院が今後も高度医療の提供並びに地域医療の中核病院としての機能を維持していくため、引き続き

関係各方面との折衝を行う。

(1) 病院長会議（継続）

本会議は加盟各大学附属病院の運営に係る諸問題に対応するため、特定機能病院に関する委員会並びに病院事務長会議と連携し、医療機能の更なる強化を図る。

令和3年5月21日に医師の働き方改革に関する制度改正を内容とする「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が成立したことを受け、厚生労働省「医師の働き方改革の推進に関する検討会」における議論の動向を注視し、引き続き体制整備・強化に努める。

更に厚生労働省等に対して本来の大学病院の役割である教育・研究・診療機能を果たせるよう関係各方面に要望していく。

(2) 特定機能病院に関する委員会（継続）

本委員会は、特定機能病院の医療安全管理体制の確保、ガバナンス体制の要件等の医療法改正に関する諸問題を整理すると共に医療安全・感染対策委員会と連携し、高度かつ先端的な医療を提供するための安全管理体制を構築していく。

また、引き続き、特定機能病院が高度な医療機能を十分発揮できる体制整備に必要な財政的配慮がなされるよう働きかける。

### (3) 大学病院における診療報酬に関する検討委員会

(継続)

本委員会は、厚生労働省保険局医療課担当官を定期的に招聘し、中央社会保険医療協議会の報告、医療機関別係数の在り方、診療報酬算定ルール等に関する意見交換を行っており、引き続き、加盟各大学附属病院の診療機能や高度医療の提供、地域医療の根幹をなす分院等の役割に対する評価、機能評価係数Ⅰ・Ⅱによる人員配置・医療の質等の評価を求め、調査・分析を行い同省に提案していく。

また、新型コロナウイルス感染症に関して、感染患者を受け入れた病院の適切な診療報酬上の評価並びに経営支援等による大学病院の安定的な運営等を求めていく。

更に、本委員会は、以下の項目に関しての活動を引き続き行う。

- 1) 本院29大学・分院10病院を対象とした経営管理指標を目的としたベンチマーキングプログラム〔厚生労働省「DPCの影響評価に係る調査」並びに「外来調査」における病院間（自院と他病院）比較等〕については、更なる分析方法の検討及び操作上の問題点の整理等を行うと共に分院の

参加病院の追加を検討しつつ、継続して実施する。

また、分析事例の報告会並びに実務者研修会を開催する予定である。

- 2) 平成15年度より実施している診断群分類別コストデータ調査に関して、調査結果を基にDPC制度の適切な運用が図られるよう、本院29病院における人件費や医薬品費、委託費等のコストについて分析・検証を行っているところである。引き続き、調査票の見直し並びに分析・検証方法に関する検討を行っていく。

#### (4) 医療安全・感染対策委員会（継続）

##### 1) 医療安全連絡会議（継続）

- ① 医療安全管理部門に所属するメンバーが、お互いの病院を訪問し、現場をチェックする医療安全相互ラウンドは、加盟大学附属病院における内部統制の確保と医療安全対策強化のため、下記②の方法により引き続き実施する。
- ② 医療従事者の安全が確保可能な状況の場合は、双方の病院長並びに医療安全部門の責任者の了承のもと、相互に訪問するラウンド（ピアレビュー）を実施する。新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、加盟大学附属病院における医療従事者の安全を考慮するとともに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、相互に訪問するラウンド（ピアレビュー）を中

止し、Web形式により自己評価票と自己評価票に関する確認事項・質問事項、技術的助言のやり取りを行う。

また、Web形式による相互ラウンドが実施出来ない場合に関り、「自己評価票」と「自己評価票に関する確認事項・質問事項」「実施報告書」による「書面のみのやり取り」とすることについては「可」とする。

- ③ 平成24年度より本格導入した分院の医療安全相互ラウンドについても、本院のラウンドと同様の形式にて継続する。
- ④ 加盟大学附属病院（本院）における医療安全管理体制の強化、相互の連携、情報共有を図ることを目的とした「医療安全相互ラウンドに関する実施報告会」を年1回開催し、相互ラウンドの訪問時に優れた取組・参考となった事例、相互ラウンドの受入時の技術的助言とその対応等について事例報告を行う。また、文部科学省並びに厚生労働省の担当官を招聘し、医療安全管理体制の確保に関する具体的な施策の説明を受けると共に医療現場における諸問題について意見交換を行う。
- ⑤ 国立大学附属病院医療安全管理協議会と医療安全対策に関する連携を図っていくため、相互に全体会議へのオブザーバー出席を行う。

2) 私立医科大学病院感染対策協議会（以下、協議会）

は、以下5項目を中心に活動する。

- ① 感染対策部門の相互ラウンドは、「評価表(第10版)」に沿って実施する。[相互ラウンドの実施方法は医療安全連絡会議と同様とする。]
- ② 感染対策部門の相互ラウンド時に協議会から推薦された感染対策部門の専門家である調査員が加わり問題点の把握と改善に必要な助言を与える取組みとして「サイトビジット」を平成26年度から分院を対象に順次行って来ているが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和3年度と同様に令和4年度も実施を見合わせる予定である。
- ③ アウトブレイク等の問題発生時に当該病院が希望した場合に、他施設の専門家が訪問して原因の解明や改善点の提案を行うことを目的とした「改善支援」を引き続き行う。
- ④ 各専門職部会において、感染対策部門における調査を実施、その結果を分析し、各医療機関にフィードバックすると共に、職種毎の情報共有を図る。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策において、現状では加盟各大学附属病院における対応が図られているが、適宜、各病院における諸問題について情報交換を行う。

(5) 治験・臨床研究推進委員会（継続）

昨今の臨床研究・治験を取り巻く環境の大きな変化に伴い、臨床研究・治験の活性化施策も、それらを踏まえた検討を行うことが求められている。

本委員会は、加盟大学附属病院における臨床研究並びに治験の取組みや対応について、適宜意見交換を行っていく。

(6) 病院事務長会議（継続）

本会議は病院部会活動の円滑化を促進するため基礎資料作成等、積極的活動を図る。また、病院管理上の情報交換及び問題提議のための研究を行う。

また、令和4年度診療報酬改定に関して、同会議の下部組織である医療事務研究会・栄養研究会並びに薬剤部長会議・看護部長会議等とも連携して検証を行い、引き続き加盟大学附属病院の健全な経営が図られるよう厚生労働省等に対する要望書を作成していく。

5. 総務・経営部会

担当副会長：明石勝也聖マリアンナ医科大学理事長

担 当 理 事：永田見生久留米大学理事長

(1) 広報委員会（継続）

本委員会は本協会定款に定める公益目的支出計画に記載する事業に該当する協会広報誌「医学振興」の企画・

編集発行を行うと共に、その他協会広報活動の企画・立案を行う。

また、多岐に亘る情報量に対応すべく刷新した本協会ホームページを管理・運用する。

## (2) 法務委員会（継続）

本委員会は、学校法人に関わる法律および法律解釈上の諸問題に対応して、協会としての指針や対策を検討し、加盟大学に対して提言・アドバイスすると共に、関係各方面と折衝・協議を行うことを目的としている。

本委員会は、医療事故調査制度を中心として、適宜情報共有を図ると共に意見交換を行っていく。

## (3) 女性医師キャリア支援委員会（継続）

本委員会は、女性医師がキャリアを継続する上で発生する様々な課題に対する支援について、引き続き、柔軟な勤務形態の採用等、出産・育児・介護中の女性医師の就労継続・復職支援に資する取り組みが推進されるよう協議・検討を進めていく。

今年度は、上記の課題の他、本協会理事会から今般の女性医師の増加に伴う医師の診療科間偏在・地域間偏在を踏まえた審議を行うよう要請を受けていることから、今年度の課題として本委員会で議論を行う予定である。更に理事会の要請に合致するよう目的や名称について追加や変更を検討する。



(4) 事務局長・医学部事務(部)長会議(継続)

本会議は加盟各大学の事務局長、医学部事務(部)長及び同役職に準ずる方を構成委員として編成し、主に加盟各大学の運営に関する総合的な情報交換を精力的に行い、各大学の建学の精神を尊重しつつ相互の緊密な連絡調整を図り、協議を行う。

併せて、本会議の専門部会となる各大学の総務・企画・広報担当者による実務者連絡会と、研究支援部門事務職を対象とした研究支援推進委員会は、各大学間の相互連絡が行える体制をとり、適宜情報交換を行っていく。

(5) 経理事務研究会(継続)

本研究会は加盟各大学における学校法人会計基準が示す会計処理の改善及び財務分析に関すること、固定資産等の調達と財産管理等に関する各種の研究・討議を進めていくとともに、各大学が抱える会計処理上の問題に関しての情報交換を行っていく。

(6) 労務研究会(継続)

本研究会は加盟各大学における円滑な労使関係維持と人事・労務・給与管理等に資するため、担当者間の情報交換並びに労働条件及び給与関係等の現状を調査し、基礎資料を作成すると共にその研究を行う。

また、各大学の教職員の人事・労務管理について情報交換を行い、協議・検討を進める。

(7) 情報処理研究会（継続）

本研究会は、加盟各大学における情報処理システムに関する調査研究を行い、情報処理部門の質的向上を図ると共に管理運営に必要な資料を提供する。

(8) 関連会社経営管理委員会（継続）

本委員会は、関連会社の将来の事業展開のあり方に関して、内在する経営管理や労務等の諸問題の検討及び解決等の相互連絡を密にし、また、関連会社及び加盟各大学の財務強化を行い発展に貢献するため、各関連会社が抱える諸問題や法的規制に係る対応等について意見交換を行っていく。

6. 懇談会及び連絡会、その他

各種懇談会・連絡協議会を必要に応じ、随時開催することとし、緊急に委員会設置を必要とする場合は、その都度、理事会に諮る。

以 上